



# W20 COMMUNIQUE コミユニケ

2023

वयुधैव कुटुम्बकम्

ONE EARTH • ONE FAMILY • ONE FUTURE

# 目次

私たちは、5つの優先分野についてのアクションを提言します。

	ページ番号
優先分野 #1 気候変動	03
優先分野 #2 起業活動	05
優先分野 #3 デジタル領域における ジェンダー格差	07
優先分野 #4 草の根女性のリーダーシップ	09
優先分野 #5 教育、能力開発と労働市場参画	10

# W20 コミュニケ 2023

## 女性主導の開発

Women 20 2023 (W20) は、女性と女兒を2023年議長国のテーマである「ひとつの地球、ひとつの家族、ひとつの未来 -ヴァスダイヴァ・クトウンバカム」の実現に向けた原動力とすることをG20首脳に求める。



W20 COMMUNIQUE 2023  
INDIA

我々は、G20首脳に対し以下を要請する。

- 2022年のバリ首脳宣言におけるコミットメント、「ローマ・ロードマップ」とも呼ばれる2021年のG20イタリア首脳宣言に含まれる「ブリスベン目標に向けた、そしてそれを超えるG20ロードマップ」、女性の雇用の量と質の向上、女性の平等と公正に関する過去のG20首脳宣言を前進させること。
- ジェンダーに配慮し、細分化されたデータを使用し、資金も充当した上でモニタリングを実施する国家レベルのジェンダー戦略を策定および改善すること。G20各国政府は、国家レベルの年次評価メカニズムを確立し、すべての主要なステークホルダーと各国のW20代表団のメンバーを招き、進捗状況、ギャップ、課題を評価する。
- G20レベルでの女性と女兒に対するコミットメントの実施状況とそのインパクト、及びその成果を追跡するための年次G20報告とレビュー・メカニズムを設置すること。

ジェンダー平等と包摂性、そして多様な女性と女兒のエンパワーメントを要求し、実現することはG20 諸国の経済的・社会的成長をもたらし、レジリエンスを強化する。

我々は、5つの優先分野においてアクションを提言する。

## 1. 気候変動

気候変動とジェンダーは非常に関連性が高く、女性は気候正義の中心に据えられるべきである。すべての気候関連政策は、包摂的で平等で公平なジェンダー・アプローチをとらなければならない。

- 気候変動に関する意思決定メカニズム(COP28など)における女性の平等な代表と有意義な参加、及び、国が決定する貢献(NDCs)を含むすべての気候変動政策におけるジェンダーに対応したアプローチを保証する。
- 気候災害リスク軽減の管理を含め、ジェンダーに公正な気候変動対策とインフラ整備のための財政的余地を提供するため、COP27で合意された気候変動による損失と損害に対処する基金(Loss and Damage Fund)及び気候変動適応ファイナンスが、さらにジェンダーに重点を置くようコミットする。
- 緑の気候基金(Green Climate Fund)を活用し、温室効果ガスネットゼロ目標を支援する技術や気候変動に関するアントレプレナーシップへの投資など、女性主導のプロジェクトに直接資金を提供することにコミットする。

- 気候変動と気候変動に起因する移住の影響を受ける女性と子どもの人権を保護し支援する。そして、彼ら・彼女らへのインパクトを追跡する。
- 公正なエネルギー移行を可能にするため、すべての人に再生可能エネルギーへのアクセスを保証するよう、エネルギーインフラ計画と意思決定におけるジェンダー戦略を義務付ける。

## 2. 起業活動

女性起業家は、GDP成長を押し上げ、雇用を創出し、必要不可欠な商品やサービスを提供することで、国家経済を牽引する重要な役割を担っている。女性たち、特に農村部や先住民族の女性たちは、法律、政策、手続き、規制、社会、および社会的な障壁に加え、資本や金融サービスへのアクセス不足に直面している。

- 国内および国際市場、特に次のような分野への**市場アクセスを促進し、支援する**：公共および企業調達、国内外の商取引、電子商取引、企業のバリューチェーンおよびサプライチェーンへのアクセス、新しい技術など。特に、持続可能で新たなセクター（宇宙、ブルー、グリーン、サーキュラー、デジタル技術）に注目する。
- 女性起業家のための**金融、担保、資本へのアクセスを向上させ**、個人投資家、機関投資家、公的投資家に対し、ジェンダーの視点を通じた資金提供を奨励する。

- 女性が経営・主導する中小零細企業の成長をあらゆる段階を通じて加速させるような、女性起業家のための政策枠組みとエコシステムの促進。女性ビジネスセンターの設立と資金提供を各国に奨励する。成長を促し税収を増やすために、女性起業家のインフォーマルセクターからフォーマルセクターへの移行を促進させる。
- G20のすべての国で、ジェンダーに対応した公共調達プログラム(GRPP)を奨励し、女性が経営・主導する中小零細企業向けの調達について、各国で具体的な目標を設定する。2030年までに20%を目標に、毎年最低1%ずつジェンダーに対応した公共調達を増加させる。
- 2021年にOECDとG20が承認した新しいグローバル最低法人税の最低5%を、成長セクターの女性が経営・主導する中小零細企業への資金提供に充てる。
- We-Fiの女性起業家ファイナンス・コードを実施する；グローバル・ブレンデッド・ファイナンス・アライアンスのような女性のためのブレンデッド・ファイナンス・メカニズムを構築し、活用する。2022年に約束されたWe-Fiへの3億5,000万ドルのコミットメントに必要な資金を引き続き提供する。



### 3. デジタル領域のジェンダー格差

デジタル領域におけるアクセス、スキル、リーダーシップ、研究に関する男女格差は、複雑な社会的、経済的、文化的要因に起因し、多くの女性と女兒がデジタル技術へのアクセスやその利用に障壁を感じている。この格差を解消することは、社会的・経済的に多大な利益をもたらし、生活の質を高めるとともに、GDPを増加させる。G20政府は、デジタル経済における重要なアクターおよび意思決定者として、女性の全面的なデジタル経済への参画をコミットする。

- G20 加盟国は、毎年「G20 デジタル・ジェンダー平等報告書」を発行し進捗状況を報告する。
- 2030年までに、価格、デジタルリテラシーやスキル、アクセシビリティ、オンラインでの安全性、デジタル技術の使用と導入における関連コンテンツの不足といった障壁を解決することで、デジタル男女格差(モバイルを含む)半減させる。
- 政策や法制度を確立し、デジタル技術/AIがジェンダー・バイアスを生み出し、永続させ、増幅させることがないよう防止する。

- 女性主導のデジタルスタートアップ、及び女性起業家に対して、最低15%の税制優遇、またはそれに相当するインセンティブ／補助金を提供する。
- オンライン上での女性と女兒に対する虐待と暴力を保護、監視、調査、訴追するための制度的機能とメカニズムを強化する。

## 4. 草の根女性のリーダーシップ

草の根レベルも含め、女性がリーダーとなり、開発をリードし、変革の担い手として行動すること、そして、女性がそのようなリーダーシップを行使するために必要なマインドセットと制度改革を社会が受け入れることが極めて重要である。草の根レベルでの女性のリーダーシップを促進するため、政府、組織、個人は、以下のことを行わなければならない。

- リーダーシップにおけるガバナンスと意思決定のすべてのレベルにおいて、最低3分の1は女性の代表とするクォータ制度(最低割当枠)を適用することにより、女性のリーダーシップを促進する。2030年の女性代表比率50%という目標を達成するために、草の根レベルに重点を置き、持続的なキャリアの推進を図る。
- 特に重要な分野は、教育、保健医療、ジェンダーに基づく暴力(オンラインを含む)、インフラ整備、気候変動、農業、金融、デジタルリテラシーなどである。
- G20 年次報告と女性のリーダーシップに関するレビュー・メカニズムに、各国の草の根レベル、特に遠隔地や農村部の女性を含める。

## 5. 教育、能力開発と労働市場参画

教育を受けることは権利であり、平和で公平で豊かな社会を実現するためには、**女兒と女性の教育は不可欠である。女性の経済的な貢献は、人として尊厳があり、将来を見通すことが可能な仕事、ケア労働におけるジェンダー平等な責任の配分、公的社会基盤の強化、そしてジェンダーに基づく暴力からの自由を保障する措置の推進を通じて、適切に認識され、報われ、支援されなければならない。**

- **初等教育、中等教育、職業教育、高等教育への公平なアクセスを提供する。**あらゆる年齢の女性と女兒を対象に、就学率を向上させ、STEM/STEAMなどのスキルアップを含む生涯学習の機会を提供する。
- **教育分野(教師など)やより広範な社会のエコシステムにおいて、すべての人の偏見とアンコンシャスバイアスに対する研修を義務付け、性別役割意識、仕事、男性・女性のステレオタイプに対する概念を変えるためのメディア・キャンペーンに資金を提供する。**

- 学校や高等教育施設において、**生理用品と安全で持続可能な衛生実践教育を無償で提供する**。世界保健機関(WHO)が指定する包括的性教育(CSE)を推進し、妊産婦死亡率を減らすために、出産前・産後のケアを含め、安価で利用しやすいさまざまなサービスを提供する。
- **健康、医療機器、医薬品に関するあらゆる研究が、将来世代にも影響を与えることになる妊娠を含むあらゆる発達段階にある女性たちの参画も含めて、平等に実施され、分析されることを保証する**。
- ILO第190号条約に規定される暴力防止法に規定されているように、**ジェンダーに基づく暴力に対する職場の安全を確保し、そしてその保護を家庭やその他のあらゆるジェンダーに基づく暴力に拡大すること**。

- 公共部門、民間部門、上場企業における男女賃金格差の報告を法制化し、労働力におけるジェンダーに基づく差別を解消すること。
- 普遍的な「ベーシック・ケア」のための資金増額を約束し、それを支援するための以下のような行動をおこすこと。ケア経済を標準化・専門化・正式化する、G20ドナー国による先の国連公約を実現し、国民総所得(GNI)の0.7%をケア・インフラの開発と改善のために提供する。出産・育児手当を保護・改善し、家族休暇制度など、性別によらない介護責任を支援する政策を実施する。





## Women-Led Development Transform, Thrive, and Transcend

[www.w20india.org](http://www.w20india.org) |     



※国内におけるコミュニケーションの便宜上、W20JAPANデレゲートが翻訳しました。